

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			

外 事 第 4 6 号
令 和 5 年 7 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 警 察 本 部 長

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行等に伴う各種様式（青森県公安委員会宛て申請、届出又は作成に係るもの）について

見出しのことについては、別紙のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当 外事課外事第二係

各種様式（本県公安委員会宛て申請、届出又は作成に係るもの）については、添付のとおりである。

※ 添付様式

「施行規則」の別記様式

別記様式第11号	（第17条関係）	許可申請書	（「法」第10条関係）	
〃	第12号	（第20条関係）	許可証	（「法」第9条関係）
〃	第13号	（第21条関係）	許可証再交付申請書	（「法」第13条関係）
〃	第14号	（第22条関係）	許可証返納理由書	（「法」第13条関係）
〃	第15号	（第23条関係）	債務履行禁止命令書	（「法」第16条関係）
〃	第16号	（第25条関係）	債務履行禁止命令通知書	（「法」第16条関係）
〃	第17号	（第26条関係）	規制対象財産提出命令書	（「法」第17条関係）
〃	第18号	（第27条関係）	仮領置書	（「法」第17条関係）
〃	第19号	（第28条関係）	仮領置財産引継書	（「法」第17条関係）
〃	第20号	（第29条関係）	仮領置財産引継通知書	（「法」第17条関係）
〃	第21号	（第30条関係）	仮領置財産返還申請書	（「法」第17条関係）
〃	第22号	（第31条関係）	仮領置財産返還受領書	（「法」第17条関係）
〃	第23号	（第32条関係）	継続仮領置書	（「法」第17条関係）
〃	第24号	（第33条関係）	資料提出等要請書	（「法」第19条関係）
〃	第25号	（第34条関係）	提出資料目録	（「法」第20条関係）
〃	第26号	（第34条関係）	資料受領書	（「法」第20条関係）
〃	第27号	（第35条関係）	身分証明書	（「法」第20条関係）
〃	第28号	（第36条関係）	行為制限命令書	（「法」第22条関係）

【凡例】

- 「改正法」 : 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）
- 「旧法」 : 改正法による改正前の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「法」 : 改正法による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）
- 「改正規則」 : 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第10号）
- 「施行規則」 : 改正規則による改正後の国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）

別記様式第11号（第17条関係）

（表）

許 可 申 請 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第10条第1項の規定により、次のとおり許可を申請します。

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る行為の内容	
申請に係る行為をしようとする年月日	年 月 日
申請に係る行為をしようとする場所	
申請に係る行為の相手方の 氏名又は名称	

(裏)

申請に係る行為の相手方の住所	
申請に係る行為の相手方との関係	
取得財産の使用目的	
取得財産の取得方法	
特定債権の譲渡の目的	
その他参考となるべき事項	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 申請に係る行為の相手方が法人その他の団体である場合には、「申請に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 - 3 取得財産がない場合には、「取得財産の使用目的」及び「取得財産の取得方法」欄の記載は要しない。
 - 4 特定債権を譲渡しない場合には、「特定債権の譲渡の目的」欄の記載は要しない。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第12号（第20条関係）

第 号

許 可 証

年 月 日

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第9条の規定により、次のとおり許可する。

青森県公安委員会 

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
許可に係る行為の内容	
許 可 番 号	
許可に係る行為の相手方の 氏名又は名称	
許可に係る行為の相手方の 住所	
許 可 の 条 件	

- 備考 1 許可に係る行為の相手が法人その他の団体である場合には、「許可に係る行為の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13号（第21条関係）

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許 可 番 号	
許可証を亡失し、又は許可 証が滅失した時期	
許可証を亡失し、又は許可 証が滅失した場所	
許可証を亡失し、又は許可 証が滅失した経緯	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第14号（第22条関係）

許 可 証 返 納 理 由 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第13条第3項の規定により、次のとおり許可証を返納します。

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けた行為の内容	
許 可 番 号	
返納理由発生年月日	年 月 日
返 納 理 由	1 許可が取り消された。 2 許可を受けた行為をしないこととなった。 3 亡失した許可証を発見し、又は回復した。

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15号（第23条関係）

債務履行禁止命令書		第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
殿		青森県公安委員会 印
命令を受ける者	氏名又は名称	
住 所		
上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第16条第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命令の内容		
命令の有効期間		
命令をする理由		

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第16号（第25条関係）

第 号

債 務 履 行 禁 止 命 令 通 知 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

命 令 を 受 け た 者	氏名又は名称	
	住 所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第16条第1項の規定により、下記のとおり命令したので、同項の規定により通知する。

記

命 令 の 内 容	
命令の有効期間	
命令をした理由	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 命令を受けた者が法人その他の団体である場合には、「命令を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第17号（第26条関係）

第 号

規 制 対 象 財 産 提 出 命 令 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会



命 令 を 受 け る 者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
	住 所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記のとおり規制対象財産の提出を命ずる。

記

規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の 種類、価額及び 特徴		
命令をする理由		

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 命令を受ける者が財産凍結等対象者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「住所」欄の記載は要しない。
 - 3 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「命令を受ける者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は要しない。
 - 4 命令を受ける者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号（第27条関係）

	第	号
仮 領 置 書	年	月 日
殿	青森県公安委員会 印	
<p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第1項の規定により、下記の規制対象財産を仮領置した。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の提 出者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
その他参 考となる べき事項		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 規制対象財産の提出者が規制対象財産の所持者と同一である場合には、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその旨を記載し、「住所」欄の記載は要しない。
- 3 規制対象財産の提出者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、法人その他の団体であるときは、「規制対象財産の提出者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号（第28条関係）

第 号

仮 領 置 財 産 引 継 書

年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 印

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。

記

規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
仮領置 年月日	年 月 日	
引継理由		
その他参 考となる べき事項		

上記のとおり引継ぎを受けた。

年 月 日

公安委員会 印

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第19号（第28条関係）

第 号

仮 領 置 財 産 引 継 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

公安委員会 印

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記の規制対象財産を引き継ぐ。

記

規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象 財産の種 類、価額 及び特徴		
仮領置 年月日	年 月 日	
引継理由		
その他参 考となる べき事項		

上記のとおり引継ぎを受けた。

年 月 日

公安委員会 印

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第20号（第29条関係）

第 号

仮 領 置 財 産 引 継 通 知 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

下記の仮領置に係る規制対象財産の引継ぎを受け、これを引き続き仮領置したので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知する。

記

規制対象 財産の所 持者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産の種類、価額 及び特徴		
引継ぎをした都道府県公安 委員会の名称		
引継ぎをした都道府県公安 委員会が仮領置した年月日	年 月 日	
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第21号（第30条関係）

仮 領 置 財 産 返 還 申 請 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を申請します。

氏 名 又 は 名 称	
名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
申請に係る規制対象財産の 種類、価額及び特徴	
返 還 を 申 請 す る 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第22号（第31条関係）

仮 領 置 財 産 返 還 受 領 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

受領者の氏名又は名称及び住所

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条 第4項
第5項
第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）

の規定により、次のとおり仮領置に係る規制対象財産の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号	
	住 所	
返還に係る規制 対象財産の種 類、価額及び特 徴		

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不要な文字は、横線で消すこと。
 - 3 返還を受けた者が財産凍結等対象者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「住所」欄の記載は要しない。
 - 4 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合には、「返還を受けた者」欄中の「名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号」欄の記載は要しない。
 - 5 返還を受けた者が財産凍結等対象者以外の者である場合であって、その者が法人その他の団体であるときは、「返還を受けた者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第23号（第32条関係）

第 号

継 続 仮 領 置 書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第17条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、下記の規制対象財産を引き続き仮領置するので、同条第7項の規定により通知する。

記

規制対象財産の返還を受ける権利を有する者	氏 名 又 は 名 称	
	名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
規制対象財産を所持していた者	氏 名 又 は 名 称	
	直近の名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号	
引き続き仮領置する規制対象財産の種類、価額及び特徴		
引き続き仮領置する理由		
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第24号（第33条関係）

資料提出等要請書

年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第19条に基づき、下記の事項について協力を要請します。

記

【取扱所属の所在地】 〒

【担当者氏名】

(電話)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第25号（第34条関係）

提出資料目録

年 月 日

青森県公安委員会 印

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定により提出者が提出した下記目録の資料を受領した。

記

提出者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号			
提出を受けた年月日		年 月 日		
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第26号（第34条関係）

資料受領書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

受領者の氏名又は名称及び住所


国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則第34条第2項の規定により、次のとおり提出した資料の返還を受けました。

返還を 受けた者	氏名又は名称			
	名簿記載者公告番号又は 指定番号若しくは仮指定番号			
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備考

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第27号（第35条関係）

（表）

写 真	官 職	身 分 証 明 書	第 号	
	氏 名			
<p>上記の者は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第20条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県公安委員会 </p>				

54.0

85.6

（裏）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（抜粋）

（立入検査等）

第20条 略

2 前項の規定による立入検査又は質問をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第28号 (第36条関係)

第 号

行 為 制 限 命 令 書

年 月 日

殿

公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	氏名又は名称	
	住 所	

上記の者に対し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第22条 第1項
第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
命 令 を す る 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要な文字は、横線で消すこと。
3 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「命令を受ける者」欄中の「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。